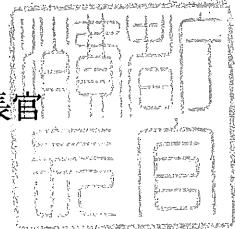




消教地第65号
平成28年3月9日

代表者各位

消費者庁長官



平成28年度「消費者月間」統一テーマについて（通知）

平素より消費者政策の推進に当たり格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、平成27年度消費者月間の統一テーマとして「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております（統一テーマの趣旨は別添「参考資料」参照。）。

消費者を取り巻く環境は、人口減少・高齢化の進行、女性活躍、高度情報通信社会、グローバル化等が進展し、社会や意識も変化しています。

そのような状況で、消費者行政においても、消費者・事業者・行政が連携し、一億総活躍社会の実現に向け、老若男女問わず社会に関わる全ての人々が各自の強みを活かして活躍していくことが期待されます。

そのため、平成28年度消費者月間では、多様な主体の活躍による、安全・安心で豊かな社会の実現を目指し「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～」を統一テーマとして掲げます。

皆様におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、関係者への周知をお願い申し上げます。

消費者月間統一テーマについて

1. 統一テーマ

**みんなの強みを活かせ
～安全・安心な社会に一億総活躍～**

2. 趣 旨

消費者庁が、消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心・安全で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命として設立されてから、6年がたちました。

今、消費者行政は、消費者・事業者・行政の連携による、より良い社会の構築を目指した新たな展開の段階に来ています。消費者は自立と助け合いによる消費者市民社会の形成に参画し、事業者は消費者志向経営や企業の社会的責任を果たし、行政は消費者の視点に立って、多様な主体の連携・協働を推進することが重要です。そして、消費者が直面する課題の解決に向けて、老若男女問わず社会に関わる全ての人々が活躍する多様性の中から、新たなアイディアが生まれ、より良い社会へ変革していくことが期待されます。

一億総活躍社会の実現に向け、消費者行政においても、多様な人々が各自の強みを活かし挑戦していくことが重要です。

多様な主体の活躍による、安全・安心で豊かな社会の実現を目指し、平成28年度消費者月間（5月）では、「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～」を統一テーマとして掲げます。

事務連絡
平成28年3月9日

消費者月間関係者 各位

消費者庁消費者教育・地方協力課

「消費者月間」関連事業への登録及びポスターの申込について

標記の件、毎々格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、平成27年5月の「消費者月間」に向けて準備を進めております。つきましては、「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く）がございましたら、御多用のところ大変恐縮ではございますが、4月1日（金）午後5時までに、下記『関連事業オンラインフォーム』より御登録くださいますようお願いいたします。

また、広く国民に周知するため消費者庁ではポスターを作成する予定です。ポスター掲示に御協力いただける際には、下記『ポスター申込オンラインフォーム』にて必要事項の記入の上、3月23日（水）午後5時までに御記入お願いいたします。なお、送料につきましては当課にて負担いたします。

本事務連絡につきましては、関連団体等に御周知いただき、消費者月間関連事業の実施を奨励いただきますようお願い申し上げます。

今年で第29回目を迎える「消費者月間」への御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

＜関連事業オンラインフォーム＞（登録方法については、別紙1参照）

<https://form.caa.go.jp/shohisha/opinion-2007.php>

＜ポスター申込オンラインフォーム＞（登録方法については、別紙2参照）

<https://form.caa.go.jp/shohisha/opinion-2009.php>

※実施例として、消費者庁ホームページ “平成27年度消費者月間特集ページ” (<http://www.caa.go.jp/region/education/2015gekkan/index.html>) を御参考下さい。

【問合せ先】

〒100-6178 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

消費者庁 消費者教育・地方協力課

秋田（内線：2532） 佐藤（内線：2068）

TEL 03-3507-8800 FAX 03-3507-9286

E-mail i.gekkan@caa.go.jp

消費者月間関係者 各位

消費者庁
消費者教育・地方協力課

平成28年度消費者月間事業のオンラインフォームによる登録方法

消費者庁では、毎年、全国各地の消費者月間事業を募集し、消費者庁ホームページで御紹介しています。下記の登録方法について御確認いただき、別紙「事務連絡」の期日（平成28年4月1日（金）午後5時まで）に御登録いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、締切以降も登録フォームの利用は可能です。消費者月間事業に内容が確定した際には、是非御登録いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 登録方法

- (1) 事務連絡記載の「関連事業オンラインフォーム」のURLにアクセスし、下記のIDとパスワードを入力。
※御利用の環境によって表示が異なる場合があります。例として、Internet Explorer 11の画面での登録方法を示させていただきます。

ID	gekkan08
パスワード	private0223

(2) 必要事項の入力。

消費者庁ウェブサイトのガイドラインに従って掲載いたしますので、体裁を変更する場合があります。

<記入上の注意>

※文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸付数字、特殊文字等の機種依存文字は使用しないでください。

※月日の表示は、必ず、○月○日と記載してください。



平成28年度消費者月間関連事業

平成28年度消費者月間関連事業についての事業概要等の記入をお願いいたします。

御記入上の注意、実施事業の概要の記入例を御参照ください。

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。
※文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(3) 「内容確認画面へ進む」を選択し、記入項目の内容を確認。

概要 1
概要 2
概要 3

消費者月間開運事業の概要[必須]
(簡潔におまとめください。)

内容確認画面へ進む

(4) 記入した内容に間違いがある場合は「修正」を、間違いがない場合は「以上の内容で送信する」を、それぞれ選択。

消費者月間開運事業の概要

概要 1 概要 2 概要 3

内容を修正する 以上の内容で送信する

(5) 「以上の内容で送信する」を、選択された方は作業終了。

内容確認等で、消費者庁より連絡が行く場合がありますので、その際は御対応のほどよろしくお願ひいたします。

以上

消費者月間担当 各位

消費 費者 庁
消費者教育・地方協力課

「平成28年度消費者月間」ポスターの申込方法

消費者庁では、広く国民に周知するためポスターを作成する予定です。

ポスター掲示に御協力いただける場合、下記の登録方法について御確認いただき、別紙「事務連絡」の期日（平成28年3月23日（水）午後5時厳守）までにお申し込みいただきますよう、お願ひいたします。

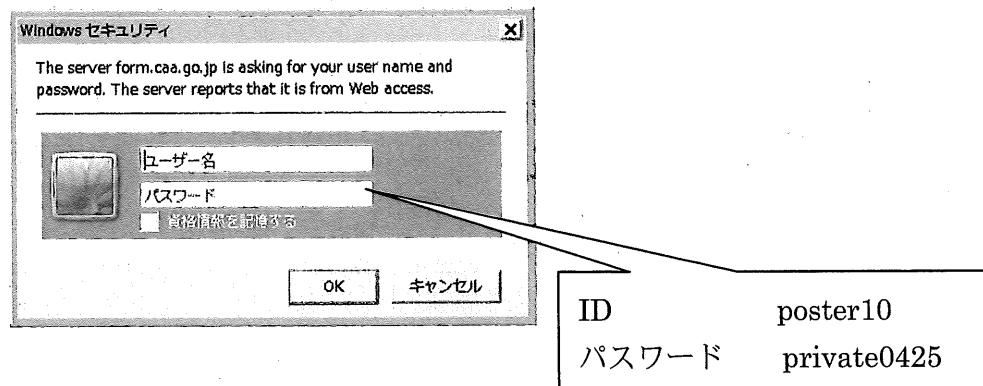
なお、送料につきましては当方で負担いたします。

記

1. 登録方法

(1) 事務連絡記載の「ポスター申込オンラインフォーム」のURLにアクセスし、下記のIDとパスワードを入力してログイン。

※御利用の環境によって表示が異なる場合があります。例として、Internet Explorer 11の画面での登録方法を示させていただきます。



(2) 必要事項の入力。



平成28年度消費者月間ポスター申込

平成28年度消費者月間ポスター申込についての事業概要等の記入をお願いいたします。
※〆切は平成28年3月23日（水）までです。

□ 御記入上の注意を御参照ください。

内容入力

確認

完了

(3) 「内容確認画面へ進む」を選択し、記入項目の内容を確認してください。

備考

(特別の連絡事項がありましたら、こちらに御記入ください。)

③ 内容確認画面へ進む

(4) 記入した内容に間違いがある場合は「修正」を、間違いがない場合は「以上の内容で送信する」を、それぞれ選択。

備考

備考1 備考2 備考3

内容を修正する

以上の内容で送信する

(5) 「以上の内容で送信する」を、選択された方は作業終了。

内容確認等で、消費者庁より連絡が行く場合がありますので、その際は御対応のほどよろしくお願ひいたします。

以上

消費者庁主催消費者月間事業(予定)について

○ 平成 28 年度消費者庁主催消費者月間事業

(1) 消費者月間シンポジウム

- ・日 時：平成 28 年 5 月 30 日（月）14 時 15 分～
- ・場 所：イイノホール

(2) ホームページでの各種事業の紹介

消費者庁のホームページで、事業者、事業者団体、消費者団体、行政が消費者月間に行う事業の内容を紹介します。

(3) 政府広報による P R

政府広報を活用し、インターネット、新聞等を通して、消費者月間にについて広報します。